

町田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 (2 0 2 1 年) 3 月 5 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

町田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年3月町田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>（危険手当に関する措置）</p> <p>3 第6条第1項に規定する場合のうち新型コロナウイルス感染症（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）</u>）である感染症をいう。）に係る業務で規則で定めるものに従事した場合の危険手当の支給については、第6条第2項中「1件」とあるのは「1日」と、「500円」とあるのは「<u>5,000円</u>」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p> <p>4 前項の規定は、<u>令和4年3月31日</u>までの間で規則で定める日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に同項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった危険手当で、同日後に支給するものについては、同項の規定は、同日後も、なおその効力を有する。</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>（危険手当に関する措置）</p> <p>3 第6条第1項に規定する場合のうち新型コロナウイルス感染症（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。</u>）に係る業務で規則で定めるものに従事した場合の危険手当の支給については、第6条第2項中「1件」とあるのは「1日」と、「500円」とあるのは「<u>3,000円</u>」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p> <p>4 前項の規定は、<u>令和3年3月31日</u>までの間で規則で定める日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に同項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった危険手当で、同日後に支給するものについては、同項の規定は、同日後も、なおその効力を有する。</p>

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の町田市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第3項の規定（危険手当の額に係る部分に限る。）は、令和3年1月8日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 適用日前にこの条例による改正前の町田市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正前の条例」という。）附則第3項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった危険手当で、適用日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

（2暦日にわたる勤務の取扱い）

3 改正後の条例附則第3項の規定は、2暦日にわたる勤務にあつては、適用日以後に開始する勤務から適用し、適用日前に開始する勤務については、なお従前の例による。

（危険手当の内払）

4 改正前の条例附則第3項の規定により読み替えて適用される改正前の条例の規定により危険手当を支給された職員で、改正後の条例附則第3項の規定により読み替えて適用される改正後の条例の規定による危険手当の支給を受けることとなるものについては、改正前の条例附則第3項の規定により読み替えて適用される改正前の条例の規定により支給された危険手当は、改正後の条例附則第3項の規定により読み替えて適用される改正後の条例の規定による危険手当の内払とみなす。